

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和八年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人 e とくしま推進財団」を削り、「公益財団法人とくしまあい」ランド推進協議会」を「公益財団法人徳島県漁業振興基金」に改め、「公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金」を削り、「公益社団法人徳島県産業国際化支援機構」「公益社団法人徳島県産業国際化支援機構 に、「地方公共団体情報システム機構」を「公益社団法人徳島県畜産協会」に改める。

地方公共団体情報システム機構
地方税共同機構
別表第二中「株式会社徳島健康科学総合センター」を「株式会社徳島健康科学総合センター」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一中「公益財団法人 e とくしま推進財団」を削る改正規定は、公布の日から施行する。